

第三十一回 参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)午前
十時四十一分開会

委員の異動

本日委員左藤義詮君、西郷吉之助君、
島村軍次君及び白木義一郎君辞任につ
き、その補欠として迫水久常君、前田
佳都男君、中山福蔵君及び辻武壽君を
議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君
迫水 久常君
本多 市郎君
前田佳都男君
加瀬 完君
近藤 信一君
中山 福蔵君
森 八三三君
辻 武壽君

國務大臣

青木 正君

政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君
自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

通商産業省公 益事業局長 今井 博君

本日の会議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査の件
(選挙の事前運動の規制に関する件)
(公営電気事業の運営に関する件)

○委員長(館哲二君) では、これから
委員会を開きます。

委員の異動がありましたので、御報
告申し上げます。

本日、白木義一郎君が辞任されまし
て、辻武壽君が補欠選任されました。

また、西郷吉之助君、左藤義詮君、島
村軍次君が辞任されまして、前田佳都
君、迫水久常君、中山福蔵君がそれぞ
れ後任として選任されました。

○委員長(館哲二君) 本日は、まず、
前回に引き続きまして、地方自治法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

本案につきましては、昨日質疑が終
局しておりますので、これから討論に
入りたいと思います。御意見のあり
の方は、賛否を明らかにしてお述べを
願いたいと思います。――別に御発言
もなければ、討論は終局したものと認
めて、直ちに採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案
を問題に供します。本案を原案通り可
決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

○委員長(館哲二君) 全会一致と認め
ます。よって本案は、全会一致をもつ
て原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本院規則第七十二条によりま
して議長に提出すべき報告書の作成に
つきましては、慣例によりこれを委員
長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(館哲二君) 御異議はないと
認めます。さように決定いたします。

○委員長(館哲二君) ちょっと大臣、
中山委員から質疑があるので、お待ち
願いたい。

○中山福蔵君 この際、長官にお確か
めしておきたいと思っておりますことは、
実は私は、東条内閣のとき、非常に選
挙で弾圧を食らって、ずいぶん身をし
ほられるようなひどい目に会った体験
を持つておるのです。従って、この官
権の乱用というものが非常に全国民の
選挙心理を萎縮せしむるものであると
いうことを痛感しておる一人でありま
す。それで、この際簡単に御尋ねして
おきたい事柄は、実は、一昨日であり
ましたか、大阪で、市町村会館に市町
村長会議を招集されておる。ところが
が、それが午前十時という予定であり
ましたのを、午後の一時に振りかえま
して、そうして今度参議院選挙に立候
補すると予想されておる長官のいわゆ

る名前をとった赤間会の会にこれを振
りかえておる。それで、それをまず
会議して、そうして市町村長会議を午
後の一時に回すというような通達が出
ておるわけです。これは、全然長官は
知れないものであると私は希望する
一員であります。しかし、前もって
こういうことが通達されて、議議の上
でそういう便宜的な方法をとられると
いうことになりまして、これは、
岸内閣の威信にも非常に損して、これ
は、地方長官が横すべりして立候補す
る場合においては、非常な弊害をもた
らすものであるということを考えるの
であります。こういう点について、
自治庁の長官として、どういうふう
にお取組みになるつもりか。私は、
それを一応承わっておきたいと思つて
います。

こういうことが何も弊害がないとい
うことならば格別でありますけれども
も、やはり迎合主義の人間が多い今日
においては、私は、そのやり方によ
りては非常な弊害が生ずるのじやな
いかと思っておりますから、一応一つ
お確かめしておきたいと思つていま
す。

○國務大臣(青木正君) 私も、ただ
いま承わって初めて承知いたしましたの
で、実態がどういふふうになつており
ますか、わかりかねますので、従いま
して、それは選挙法に照らしまして、
何か間違ひがあるかどうか、ここで弁
明申し上げることは差し控えたいと存
ずるのであります。よく実態をさっ

そう調査いたしましたので、どういう形に
おいてそれが行われ、そうしてまた、
選挙事前運動に抵触するようなおそれ
のあるようなあり方でやっておるかと
うか、そういう点をよく調べまして、
万一何かそういう間違ひがあるという
ようなことがありましたならば、その
状態によりまして、警告するなり、あ
るいは今後の注意を喚起するなり、ま
た、選挙管理委員会等におきまして、
今後の取締り上遺憾のないようにいた
したいと、かように考えるわけであり
ますが、何分にも初めてでございますし
て、実態がどうなつておりますか、よく
調べた上で、次の機会にでもお答え申
し上げたいと存ずる次第であります。

○委員長(館哲二君) 中山君、よろ
しゅうございませうか。

「速記中止」
○委員長(館哲二君) では速記を始め
て下さい。

○委員長(館哲二君) 次に、鈴木委員
から、公営企業の運営に関する質疑
の要求がありましたので、この際、発
言をさせていただきたいと思つていま
す。

○鈴木壽君 最初、自治庁の方にお伺
いしたいのですが、地方公営事業につ
いて、まあ自治庁としてもいろいろ心
配をされておるようでございます。特
に起債等のことにつきまして、いろ
いろお骨折りのようでございますが、
自治庁としては、たとえば電気事業と
かガス事業とか、そういうことに対し

て起債の問題等、たとえば資金手当てのそういう問題等だけについての心配をされることだけであります。これは地方自治団体等が行いますという事業に対する一つの指導と申しますか、あるいは今後のいろいろな事業の育成というふうなことにつきまじって、どういうふうなお考えでやりになつておられるのか。この点を一つまず最初にお聞きしてみたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営電気事業につきましては、自治庁といたしましては、単に起債のお世話をするだけじゃなしに、あるいは経理面その他につきましても十分にお世話をしたい、こう思つております。しかし、実態を考えますと、必ずしも十分ではないかと思つておるのでございまして、今後さらには努力していきたい。そういうためには、そういうお世話をしようとする部局を明確にしたい。言いかえれば、特にそういう責任の課を設けたというふうなことも考えておりまして、若干の増員を今回の予算の上においても認められておるわけでありま

す。

○鈴木壽君 まあ私、あまり深く、あなた方の今の公営事業に対する指導あるいは育成の方法等について、どのようなことをおやりになつておられるのか、わからないのでお聞きしますが、今のお話ですと、単に起債の面だけでなしに、今後の育成なりあるいは会計等の面においても指導して参りたい、こういうふうなお考えのようでござい

ますが、現在までそういうことに對して、どのような指導なりあるいは育成のための措置を講じておられましたのか。

○政府委員(奥野誠亮君) 最初に発電箇所をきめます場合におきましては、関係省庁全体で協議するのでございませうけれども、その場合にも、自治庁は当然参加いたしておるわけであらう。それから、きまりましてから後には、資金の面についてお世話をいたしておるわけであらう。それから、売電いたします場合の料金の問題でございまして、これにつきましては、一定の方式が通産省から示されておるわけであらう。その線によつて関係団体がそれぞれ個別に折衝をいたしておるのでございまして、なお、運営の問題につきましては、地方公営企業法、これに載つております命令に基いて、いわゆる現金主義会計の経理でなしに、発生主義の原則に基いて、その面を方式を打ち立て、指導もして参るというふうなやり方をいたして参つております。

○鈴木壽君 たとえば、電気事業なら電気事業の料金の設定がどのように行われ、その料金によつてその事業が、何と申しますか、適正に伸びていくというふうな、そういうことにつきましては、単に通産省関係の通牒なり、あるいはその他の法令等によつて決定される、それをただまあ当事者間の話し合いにまかせておく、そういうその結果、一体その事業というものはどうなつていくかということにつきましては、具体的なことについてはおやりになつておらないわけなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在秋田県の田沢発電所の問題をめぐりまして、料金をどうきめるか、若干もつれてい

るようであらう。なおその進行を

見まして、必要があれば、あるいは関係部局と話し合いをしなければならぬような問題になるかもしれないけれども、できますれば関係部局の間で円満に話がつけば仕合せだ、こう思つておるわけでありませう。

○鈴木壽君 その料金の決定は、電力会社と事業体との間にいろいろ話し合いが進むと思ひますけれども、それを必要があればというふうなお話ですが、必要があつた場合には、それぞれ関係の方々とお話し合いをしたい、こういうことなんで、従来そういうことについて、自治庁として、いわゆる必要を認めて、関係する官庁、通産省あるいは電気会社等とお話し合いをしたことがございませう。

○政府委員(奥野誠亮君) ちょっと私、その点についての記憶がないわけであらう。その点については、大体全部要約を見

ておるわけであらう。また、一応きめられておる方式はそれほど無理な方式でもないというふうにお存しておるわけであらう。ただ、営業費をめぐりまして、あるいはまた、事業報酬の問題をめぐりまして、若干いろいろ議論は個別折衝の場合に出てくる

だろうと思つておるわけであらう。もしそれが不当に地方団体の料金を押し過ぎているというふうな問題になります。場合には、当然自治庁としても関係部局との話し合いをすべきだ、こう思ひます。問題は、不当に地方団体の意見を押しつけているかどうかということになるかと思ひます。現在までのところ、そういう具体的な事態に接して、自治庁が乗り出したという話は、私は聞いておりませう。

○鈴木壽君 私、今局長のお答えの中にありました秋田の田沢の問題だけを

取り上げておるのではありません。最近の電気事業における発電料金の問題等についての資料を見ますと、鳥根県の八戸川なんか、一年間、昨年の一月から十一月まで、約一年近い間料金決定でもめておるのです。はつきり申しますと、もめておるのです。山形県の朝日第一も、まだ料金が東北電力との間にうまく話し合いがつかない。それから、お話しのように、秋田の田沢の鐵道も、決定までには相当ないわゆる紆余曲折があつて、これが最終的に通産省から認可を受けておりませう。これは、多少別の性質の問題もございまして、下流増の問題もございませう。これは、これはやむを得ないとしても、別に最近できてきた発電所の電力の電力会社に対する卸売する場合の電力料金の決定というものは非常に

つれておるわけであらう。あなた、料金決定に際する通産省関係の一面のきめられた指示があるから、これは無理じゃないのだ、こうおっしゃるんですが、きめられておるあるいは通牒等は、私も無理じゃないと思つておるが、その通牒等に必ずしも沿つた料金決定の仕方がとられておらないというところの問題があるわけなんです。従来自治庁としては、いわばこういう仕事に対する仕事の内容について特にいろいろめんどろを見るというふうなことにい

ても、地方の公営企業というものを今後どう持っていくかということに関連して、これらの問題はやはり看過できない問題であらうと思つておるわけなんです。もっと具体的に申し上げますと、今申しましたように、昭和二十八年に出ておりますところの通産省の公益事業局長からの通牒と申しますか、それから、自治庁の財政部長から出ております同種のこういうものから申しますと、電力会社と公営電気事業者との間の料金決定はこういう趣旨に沿つておらない、私はそういうふうに見るわけなんです。これは、今言つたように、単に田沢だけの問題じゃございませう。ほかのを見ますと、そういうふうになつておる。こういう点について、私はやはり、通牒を出された自治庁も通産省も、通牒なりあるいはそういう指示に対して、その通り行われていくのかどうか、その趣旨をちゃんといかして料金決定がされていくかどうかという点については、もつと私はタツチすべきであらうと思つておるが、そういう点について、具体的に御検討になつたことはございませう。

○政府委員(奥野誠亮君) おっしゃつておることは、私一々もつともだと思ひます。あるいは、自治庁の方が他の仕事に追われておつて、かゆいところに手の届くようなお世話をすることができないから、あるいはもめるような事態について、相談が公営電気事業関係者の間でできていないんじゃないだろうか、こう思つておるわけであらう。やはり相談を十分受けられる態勢をもつとはつきりしなければならぬんじゃないか、お話を伺つて、だんだん

と感じて参っている次第でございまして。もとより、料金決定の問題につきましては、公営電気事業者の立場が十分反映されるように持っていかなければならないと思ひます。ただ、それだけの直接の電気事業者と地方団体との折衝を重ねているわけでございまして、もし通産省が不当に地方団体側の考え方を抑圧するというような態度をおとりになります場合には、やはり自治庁も通産省と話をしなければならぬ、こう思ふわけであります。ただ、電力会社と地方団体との間では、折衝をしております過程におきましては、どちらの立場が強く反映されるという場合もいろいろ力関係であらうかと思ふわけでありまして、不当にゆがめられまいように私たちが注意をしなければならぬし、努力もしていかなければならぬと考えております。今おあげになりました具体の事例につきまして、正直のところ、私つまびらかでないであります。そういうような点、さらによく調査いたしまして、地方団体側が不当にその意見を圧迫されているのだというところとが、ありますならば、さらにそういうことのないように努力をしてみたい、こう思ひます。

○鈴木壽君 私、通産省が公営電気事業者に対して圧迫を加えているとか何とかいうことじゃなくて、これは、通産省の態度についてはまた解せないことがありますが、あとでお聞きしますが、ですから私は、あなた方が出されました二十八年度の財政部長の通牒なり、あなたの時代じゃもちろんございませぬが、相当前のことですから、あるいはまた、公益事業局長名で出されておりますこういうものと、料金決定がそういう線に沿っておられないのですよ。これは、私あとはつきり数字で指摘できますが、そういうことをどつちか肩を持つとか持たぬとかいうことではなしに、少くとも通牒の精神を生かしたような料金決定がされるべきであり、そういう面では通産省なり自治庁なりが、電気関係については直接通産省でございましてけれども、しかし、公営企業の立場からやはり自治庁が通牒を出してあり、また所管もしておるといふ、そういう面から、私は、やはり自治庁として、こういう問題について、何と申しますか、積極的にいろいろな指導の手が伸べられべきじゃなかったか、こういうふうなことをおるわけですが、いざい過去に率直にあなただけのお認めになつたように、私も、今の自治庁のいろいろな機構、あるいは人員等の関係から、そういうことが十分であつたであろうと思ふし、やむを得ないと思ひます。今後の問題として、これからの県営電気が完成するのが幾つございまして、それから、しかもまた、現にできておつて、発電を開始し、電力を流していなから、料金決定をしないために認可が取れず、従つてまた、経営それ自体も非常に不安な状態にあるという、こういう現状というものは、私は無視できないと思ふのです。今後、何か企業課といふものができるといふ話ですが、こういうものができれば、そういうことも、積極的にあなたの方として手は打たれると、こういうふうになる態勢があるのですか、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在理財課が公営企業に關する問題も処理しておるわけでございまして。しかし実態は、地方債の問題に追われておるものでありますから、なかなか手が届きかねている。また地方から見ても、そちらが主体になつた格好でありますので、いろいろな問題を持ち込む場合にも、必ずしもそういう感じでは持てない、きくという問題があるのではないと思ひます。そういう点で、御指摘がありましたように、理財課から公営企業に關する部分を除きまして、公営企業課を作りたいという構想を持っておるわけでありまして、予算の際は、大蔵省との間では話がついておるわけでありまして。なおさらにいろいろな手続を進めていかなければならぬが、そういう方向で、公営企業のお世話を、自治庁といたしましても組織の上で、明確にして参りたいというふうな考へてございまして。

○鈴木壽君 一つ具体的なことをお聞きするのですが、昭和二十八年に出ました、先ほど私も申しましたのです、通産省の公益事業局長名で「公営電気事業者が一般電気事業者に卸売する料金について」という通牒、それからその内容を指示して——指示してといひますか、内容を、このようにやるのだというところを出された自治庁の財政部長の通牒ですね。これについては、先ほど、無理がないようだが、こういうふうなお話でございまして、から、今後の、現在進行中の料金の決定あるいは今後そういう問題が起つた場合には、やはりこの二つの通牒の趣旨で決定されることが正しいんだ、こういうふうなことにしてお認めることになることについては、これは御異議ないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在、従来の通達を特に変えなければならぬというふうなことは考えておりません。

○鈴木壽君 ところが、現実にはそういう通達通り行われておらないとすれば、これに対して自治庁としてはどう対処なさいますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私、具体的事実には承知しないのであります。もし行われていない問題で不都合の点がございしますならば、さらに通産省と話し合ひをすべきものだと思います。

○鈴木壽君 この通牒の中に、今問題となつております点が二つあるんです。私、一つ注意を喚起して、皆さんにもまた善処願ひたいと思ふ問題が二つある。

それは、一つは特別償却の問題です。それから、一つは減価基金の引き当てに対する問題なんです。特別償却の問題は、これは、普通償却のほかに、この通牒を見ますと、こうあるんです、「企業危険保障の趣旨において特別の配慮を加へ規定の減価償却の外に特別な償却としてその五〇パーセントを超えない額を予算に計上し、云々」といふことがあつて、ですから、五〇%までは特別償却として認めていいんだ、原価計算の場合です。こういうことが一つあるんです。それから減価基金の問題については、「県債利率の一般金利より低率なること及び県債償還の必要を考慮し従来の制度を尊重して当分の間投資額の二パーセントに相当する金額を料金原価に算入する」と、二%に相当する金額を料金原価に算入すると、こゝうはつきり書かれてある。これは、通

産省の公益事業局長の通牒でございまして。と同時に、先ほど申しましたように、自治庁の財政部長名で、こういうふうになつたんだからしつかりやれ、こういう通牒が別に出ておるわけなんです。ところが、現在までの電気料金では、公営電気事業者と電力会社との間には、いつもこの問題二つが中心になつて論議が繰り返されてきた。結局、電力会社に押し切られたという結果になつてゐる。五〇%以内なんというところは、もう単なる文章表現のそれだけであつて、実際は一〇%あるいは一〇%以下に特別償却は見ざるを得ないというところになり、それから減価基金の問題についても、二%というのはほとんどない。全国の調べによりますと、ほとんどない。ひどいのは、〇・四%というのがある。二%やれというのを、〇・四、〇・五%、これはたくさんあります。一番ひどいのが、今言つたように〇・四%、こういう形を押しつけられるから、こういうものがいわゆる総括原価の中に入つてこないのですから、料金は非常に低く押えらる。ですから私は、こういう問題で、やっぱり通産省も自治庁も通牒を出しておきながら、通牒を変える必要を認めないとするならば、私はやっぱり、これはどつちかに、味方するとかしないとかいうことではなしに、もっと関心を持って、電力会社あるいは公営電気事業者との間の話が、この通牒の趣旨にのつとつて進むような手はやはり打たなければいけないことじゃないだろうか、こういうふうな思ふんです。この点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) おっしゃいますように、もし全体的にそういうよ

うに強く押えられているといたしますならば、まさに問題があるんじゃないか、こう思います。なおよく今おあげになりました点につきましては調査いたしたいと、こう思います。

○鈴木壽君 自治庁にはもう一つで終ります。この今の、調査をする、こうおっしゃいましたが、過去の決定されたものについては、これはすでに通産省の認可を得ております。公営電気事業者は非常に不満であり、いわば泣く泣くと言っては少し言葉は過ぎるかもしれませんが、非常な不満を持ちながら、やむを得ざることをして、これは当事者間での話し合いができたこととして、通産省に電気料金の認可の申請を出しまして、これはできております。ですから私、それを今度またひっくり返すとか何とかいうことは、事実上不可能なことだろうと思うんです。私申し上げたいことは、今後現在進行中のもの——料金決定についての双方の話し合いの進行中のもの並びに今後出てくる問題について、私、もっとやっぱり自治庁としてもはっきりした態度をとるべきでないだろうか、こういうふうなふうに思うんですが、この点、今のお話のように、その調査をするというだけでなしに——私は、過去のことは、今言ったようにきまつたことですから、やむを得ないと思うんです。この点どうです、自治庁としては。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどたびたび申し上げておりますように、現在の状態では、公営企業につきまして、あるいは指導する、あるいはお世話をするという点について、十分でない点が非常に多いと思っております。

が、そういうことから、あえて公営企業課を設けてまして、そういう態勢を整えたいと思っております。その点については、御指摘になりました点に沿って努力していかうというように、私たちも考えておるわけでございます。

○占部秀男君 これは、次官に特別に願いをしたいと思っておりますが、この問題は、今後大きくあちらこちらで問題になる問題であって、しかも、見方によつては、少しどぎつい言い方かもしれませんが、県民、市民の税金の大部分を、何か大資本の電気関係の方に有利に結局は食われてしまうというふうな形が私は出てくるんじゃないかと思うんです。そういうような点は、これは、今奥野局長が言われましたように、検討するということのように言われておりますけれども、これは、自治庁全体としてこの問題を大きく取り上げて検討して、それで、大臣と通産省の方と、もう両省間で大きく話し合いを展開しなければならぬ問題だろうと私は考えるんです。特に今、県市はご存じのように非常に財政難である。しかも、今度の地方財政計画を見ると、これは、あとで次官等に大いに質問をしたいと思うんですが、非常に公共事業なんかを押して、地方負担もふえておる。こういうような中で、少くとも県民の税金の一部が、何かしらわからない形で、ある一部分のふところを結局は肥やするような形に流れ込むというふうな形、われわれはそう思っております。県民としても不明朗にあちらこちらで問題になっていると思うんです。従って、そういうような意味合いから

も、大いに一つこの問題は取り上げて、通産省と話し合うなり何なり、一つ大きな政治問題として扱ってもらいたいという希望を持っております。この点はいかがでございますか。

○政府委員(黒金泰美君) 占部委員のお話、ごもっともであります。私率直に申しまして、お叱りを受けるかもしれませんが、公営事業でございまして、これはやはり事業でもございまして、もうかれはやる、もうからなければいけないという点も思います。初めから自治庁が出ていくのもおかしい話であって、やはり売り買いの問題でございまして、今御指摘になりました通帳を標準にいたしまして、そこに多少の差があるときもあるし、多少は損するときもある。これはあり得ることかと思っております。今いろいろ御指摘になっておられます点、承わっております。私どもの方も力が足りなかつたかもしれませんけれども、まあ検討が不十分な点もございましたので、これをよく実態を調べて、あまりに通帳と離れておるということがはつきりいたしますれば、これは通産省ともよく話し合いたしまして、そうして今御指摘になりましたように、県民の血税を使ひまして、それが中間の買電の業者のための利益になる。これはまことに遺憾なことでございます。それから、そういうことのないように、十分に検討して、そういう角度から今後の指導をして参りたい。今までの勉強不十分は、まことに申しわけございませぬ。今御指摘になりましたように、十分に調べてみたい、こう考えております。どうかよろしく……。

○鈴木壽君 通産省の方にお尋ねします。最初に、今ちょっと自治庁の方にもお尋ねしたのですが、こういう問題で、実はあなたの方にもお聞きしたいのですが、最初に、公益事業局長のさつき申しました昭和二十八年の四月七日に出された通帳、正しくは通帳というかどうかわかりませんが、まあいづれも私通帳と申しますが、この通帳と、公益事業委員会が二十七年の五月二十二日に出された同じ趣旨の決定と申しますか、これとの間にちよつと違ふところがある。それなんです。これはまあ専門の方ですから、お持ちになつていらつしやると思ひますが、そのうちの、公益事業局長の名で出された第一項に、先ほど私ちよつと読み上げましたように、県債償還のために、「投資額の二パーセントに相当する金額を料金原価に算入する」ということがあるわけなんです。それから、公益事業委員会が五月に出された支払利息は県債の利率(六・五%)による。右の外県債利率の一般金利より低率なる事実及び「云々」と、こうありまして、一定率という言葉を使つて、カッパ書きして二%以内ということがあるのです。こちらには「二パーセントに相当する金額を料金原価に算入する」と、こう言つておいて、公益事業委員会の方では「(二%)以内」と、こうあるのですが、これはどういふふうな解釈か、この違いというのはあるのかないのか。これはどういふふうな考えたらいいか。まずこの点、最初にお聞きします。

○説明員(今井博君) そう厳格に、言葉の何としては「(二%)以内」、片方は「二パーセントに相当する金額」、こういうことですから、言葉としては、そう大きく違ふないといわれれば考えております。ただ、この前の公益事業委員会のときのこの二%以内というふうなことになつておりましたのは、実際やつておりましたのが大体一%くらい認めておつたのではないかと私は記憶しておりますが、ちよつとその辺は記憶が不確かですが、二%以内というのが、実際は一%くらいのところで行われておつた。それを若干、気持としては、もうちよつと引き上げると、そういうふうな気持がここに出てくる程度でして、この間にそう深い差違は私はないと思ひます。ただ、こういたしておりまして、前の通帳と違ふところは、むしろ二十八年公益事業局長の通帳の終りの方の第五項でございまして、第五項に「料金認可の申請は一から四までによつて算定した額について受電事業者が経営上契約する利率なることにつき了解を得た上で行うものとする。この項目が新しく入つてゐるわけなんです。従つて「二%以内」というより「二パーセントに相当する」ということの方が二%に非常に近いという感じがここには書いてあります。しかし、これは一種の最高限で、従つて、これはまあ事前に第五項でもつて一応電気会社の方と話し合いを一つしてもらいたい。それがこの第五項としてくつてゐるわけですが、その辺のちよつとニュアンスが違ふと思ひます。

○鈴木壽君 実は、今のお話の第五項というものが問題だと思ひますが、なお、お話の中に、当事者間で話し合い

ができたものについて通産省としては認可する、こういうことになっておるのですが、それにしても、交渉の過程で、あなた方も専門の担当の方々でございまして、十分おわかりだと思ふのですが、すなわち、今私が指摘しましたように、いろいろ決定までのいきさつがあるわけですね。スムーズにいくな合ももちろんありますけれども、さつき例にあげましたように、島根の八戸川は、一年近くもたまたまやっておる。山形の朝日第一もやっておるのだが、まだきまらない。何べんもやっております。秋田の田沢もやっております。こういうふうにはどうかと、さつきも言つたように、二点にかかっているわけですね。なお、多少経営費についてどうもルーズな点があるのじゃないかという問題はありますが、そういうことは、それこそ話し合いによって大体解決がつくと思ふ。根本的な問題は、今の二点にかかっている。それを料金原価の中に、いわゆる総括原価主義という建前に立つて、料金原価の中に加えると、電力会社が従来持ち続けておりました料金の一つの、何といひますか、リミットといひますか、限界がありまして、あの人たちがあの人たちなりに持つておる、それをオーバーするものなんです。今料金の交渉では、特別償却もだめ、減価基金の二%以内という、それもだめ、こういう態度を持つておるのです。それで話がおかしいじゃないかというところでめておるのであります。これは、ほかのもそうですよ。みな料金の率の問題でもめておるのであります。これは私は、やはり通産省として

は、単に話し合いができれば、この五項によつて話し合いができた際に持つてくれば、それを認可してやるのだ、この態度だけでは私はおかしいじゃないかと思ふのですが、この点どうですか。○説明員(今井博君) 今全国で、一定の地点を除きまして、今までの全体の公営の電気事業の料金の現状を申し上げますと、大体二十六の事業所がございまして、六十三万キロ開張しております。それで、ただいま御指摘になりました減価基金の繰り込み、それから特別償却の繰り込み、これがどの程度になつておるか申し上げますと、減価基金の繰り込みが加重平均いたしまして一・四%、特別償却の方は三・〇%、こういう数字になつております。まあこの通帳の最高限ということから見ると、若干隔たりがありますが、これ以内で一つ話し合ひてきめてもらふというふうな線から申しますと、われわれとしては、まあ適正に算定されておるのじゃないか、過去において、というふうにはわれわれは実は考えておるわけですね。ただ、これを算術平均いたしますと、ちょっと違うかもしれません。が、われわれとしては、加重平均いたしてみますと、そういう数字に実はなつております。それで最近、今までは割合スムーズに実は参つておつたのでありますが、今御指摘になりました二、三の県につきまして、これは実は、今までは電気が非常に足りなかつた事情もございまして、最近では電気が多少緩和してきまして、電気会社が経済ベースで取引をやりたい、それで、その結果、先ほど大資本というお話もございまして、結局、料金原価にはね返つて、電気料金にはね返るといふ

ことを心配いたしまして、その意味で交渉が若干むずかしくなつてゐる点があるんじゃないか。ただ、特に最近われわれが気がつくことは、最初の話し合いのときに、かりに三円三三円一つやろうというところでスタートした建設が非常に値増しがつつと続き、何割か値増しになりまして、ことに神武景気等で、いろいろ機械の値段が上がつたという点もございまして、最初の原価に比べまして、予算原価も非常に上つておる。従つて、最初に話した数字と実際にでき上つたときは相当大きな開きがあるという事態が最近目立つて起りまして、その結果、もう少し料金を下げてもらへぬかという交渉をやつておるわけですね。従つて、その内訳として、減価基金を二%まるまる認めるのはちょっと困るじゃないか、あるいは特別償却を五・〇%をまるまる認めるのは特別に困るので、これを極力繰り下げてほしいというもので、なるほど表面は、今御指摘になりました二点の率が問題になつておるのであります。その内容は、結局キロワット・アワー当りの最初の単価ですね。これが最初予定した数字よりも非常に上つておるというところから、実はそういう議論になつておるわけでありまして、今お話しをいたした減価基金がゼロ、特別償却ゼロ、このケースは、ちょっとこれはまあ私もひどい話になつておると思ひますが、どうも最初の話とそういうふうな非常に食い違つてくるところに、最近交渉が長引いておる原因が一つある。それから、いま一つ御了解願ひたいのは、最近の電気会社の新鋭火力が、最初の一期は非常に高いですが、第二期、第三期ということ

になりますと、非常に能率が上つて参りまして、相当安い、質のいい電気が非常に出てくる。これは、東北よりもむしろ西の方の地区に多いと思ふのですが、その結果、四円何がしの非常に高い電気で、ちょっと電気会社としても、自分の方で作つてゐる方がはるかに安いということ、やはり非常に買いにくいということが最近の新しい事情として出て参つております。その面も相当交渉の長引いておる原因かと思ひます。しかし、実際問題として、多少交渉は長引きましたけれども、従来の例としては、まあ平均いたしまして、まあまあ無理なところではきまつていないように実はわれわれとしては考えておりますが、ただいま御指摘になりましたような特殊なケースにつきましては、これもまだ交渉が始まつたばかりでございまして、おそろく双方が少し歩み寄ればまとまるんじゃないか、こういうふうにわれわれは考えております。

○鈴木壽君 これは、あなたのお話を聞いてみると、たとえば、前段の問題なんかについて、多少当初の計画とあとで最終的の料金をきめる際の料金と違つてきておるような問題もありまして、それはあると思ひます。問題は、そういうこともあるけれども、もう一つは、頭から、現にあなたもお聞きになつておると思いますが、東北電力あたりでは、三円以上の電気が買われぬ、これがもう大前提になつておるのです。ところが、今言つたように、私は、何も特別償却を、公益事業局の通牒にあるように、五・〇%を一%でも二%でも下つてはだめだ、そういうふうなことは私は申し上げておるのであります。減価基金の場合も、二%というのはきまりきつた線であつて、これ以下ではだめだということをやつておるのではないが、これはやっぱ、一つの基準というものがあつた場合には、これはいろいろ交渉の過程に問題があつて、話し合いがつくことば、ある程度の線に下つていくことも当然あり得ると思ふのです。また、それでいいと思ふのです。しかし、はなから三円以上の電気が買われぬ、これは、はつきり昨年八月内ヶ崎社長が仙台で言つておるのです。これを土台にして、料金をそれ以下にさせようとするために、今言つたような問題が起つてきておるのです。そうして一体、それでは東北電力がほかの電力会社から買うときにどのくらいで買うかという、四円以上で買つておる。これははつきりした事実です。四円二十五銭くらいで買つておる。これは新鋭火力でも八戸でも、また塩釜でこれをやつても、これは三円以下ではどうしてできない。これは、あなた方十分御承知の事です。しかし、あなたの方で御承知の会社をやつても、あるいは電源開発会社をやつても、それを自分の方で買う場合にも、とうてい三円以下では買えない、そういう状況にあるにもかかわらず、公営電気の場合には、はなから三円以上だめだ、お前たちは安い金利でやつておるのだから、こういうふうなことで、あなた方の通牒なりいろいろな料金決定の中で当然繰り込まなければならぬ一つの公正な利潤ということまでも否定し、無視してかかつておる。これに私は問題があると思ふ。無理がないとおっしゃるのですが、あなたの方の態度としては、これはやっぱ

看過できない態度だと思ふのです。これは、きまつたから無理がないかもしませんが、きまるまでのことを、これを私はさつきから何べんも申し上げておるのです。いやおうなしに、買つてくれなければ手を上げてしまうのです。買わないと言えはそれっきりです。これをどこに持っていく方法もないわけですから、そこに、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、独占企業が、今占部さんからお話しのあつたようなことを言われても、これはやむを得ない一つの私問題があると思ふのです。ですからこれは、五〇%あるいは減債基金二%、これはいかなる場合でもこの通りでなければいけないというのではないが、しかし、やはり標準として示されたこういうものをあなた方は変更する必要がないというなら、やはりこれに近い料金を決定して、それが三円以上になつても、そうして公営企業が多少のプラス仕事をやってよかつたというように、こういうことは、私は当然あつてもいいと思ふのです。電力会社は相当高いものを配当をしておる。社内留保も相当な額を持つておる。私は、極端なことを言えば、公営企業、これは現在ではわずかではございますけれども、そういうものをたたき買ひをしておるところに、うまい汁を吸つておるのではないかと、いふうにも思ふわけです。ですから、この点は、私は、やっぱり通産省としては、もしこの公営企業の電気事業というものを否定されるなら別ですが、私は政府としては否定しないと思ふし、そうあるべきではないと思ふのです。そうならば、その内容に、私は、もっと、料金決定の際に従来示されております

ような、こういう基準にのつとるだけ、そういう余地を持った電力会社に対する交渉の仕方をさせるべきであらうと思ふのですが、その点どうですか。

○説明員(今井博君) 私が最初、無理がないと思ふと大体考えておると申しましたのは、従来の、過去の平均といふますか、その平均値をさして申し上げたわけでありまして。個々のケースについては、あるいは確かにそういう圧迫したとか、あるいはその事実があつたかもしれないが、平均すると、われわれは、大体いいところに行つていゝのではないか、こういうふうには考へて、こういう意味で申し上げた次第であります。ただ、ただいまの御指摘の、今の秋田県の田沢湖の問題は、これは、先ほど申しましたように、減債基金がゼロで、特別償却ゼロだといふようなことは、まあこれは、どういふ事情でこういうことを主張しているか、電力会社側の何をよくまだ聞いておりませんが、われわれも仄聞しまして、これはひどいことを言つてゐるなといふふうには考へておられます。それから、東北電力が三円以下では買わないといふことを申しておるのを私も聞いておりますが、これもまあ、実情に沿ふぬ点が大いふ出てきておるといふうにも考へております。ただ、東北電力の電気が、買電単価ですが、これが大口の電力では、平均すると三円十三銭くらいの電気を企業地では売つておるわけでありまして、従つて、まあ山元の電気ではある程度安くしないと、大口の電力の増加に対してそれだけ赤になるというふうな点を考慮しておるのじゃないかというふうな想像はいたしております。しかし、実際問題として、現在の東北電力の主張は、少し無理があるのじゃないかというふうには考へております。それから、特に東北電力につきましても、ほかの地区と比べまして、これは一番全国で非常に電気の安い地区でありますので、特に自分の方で水力電気の開発をやつておる地点といふものをずっと今までも調べてみますと、全部三円以下で電気を開発してゐる。従つて、それにやや似た程度の規模の県営の発電所といふものは、三円以下でできるのじゃないかといふふうなことを考へておるのじゃないかといふふうなことは思ひますが、その点は、まあ一つ、実際のこの電気の質にもよりますから、流れ込み式の電気と、質のいい、調整力を持った電気とは、これは、キロワット・アワー当りの単価は、これはちよつと同じベースでは比較にはなりませんので、その辺を一つ、実際の電気の規模、質、それから実際の値上りのやむを得ない事情があるかどうかといふふうな点もよく話を聞いた上で善処したいと、こういうふうには考へております。

○鈴木壽君 まあ、いろいろそれは電気の質にもよるでしょうし、私も深くはわかりませんが、そういう問題はあろうかと思ひますが、たとえば今、田沢で、東北電力との交渉では、特別償却を普通償却の一〇%として見ておる、これすらも全部落とすと、こう言つてゐるのです。それから減債基金、これは公算でなしに、政府債だけの二%を見て原価に繰り入れるように、これもだめだ。公算を加えないのですよ。当初額からすれば、一・六五%しかならない、こういうところに私は問題があると思ふのです。だから、お前

のところは質がよくないと言ふならば、私、もとの考へ方なり、あるいは折衝の仕方は別になると思ふのです。だから問題は、そういうこともあるいはあるかもしれないが、そういうことよりも、むしろ、はなから三円以上買わないといふ建前に立つて、これを、今私が言つたように、特別償却を普通償却の一〇%にして入れて、それから減債基金を一・六五%にしてやつて計算をしますと、三円二十五銭一厘といふことになりまして。これを三円以下で、お前の方の鑑畑で二円九十九銭九厘で買つたから、三円以下にせよ。これを全然落すためにやつておるのですよ。これでは私はおかしいと、こういうことなんです。これは、今言つたように一つの例ですよ。あなたが特別償却なりあるいは減債基金で大体平均をとつてみれば無理なく行つておると言ふのですが、平均ではあるいは無理がないかもしれませんが、個々の現在までの、最近できたいろいろものを調べてみると、やっぱり無理があるのです。これはしかし、ケースによつて違ふのでしようから、一律には、私はそんなことを今どうのこうのと言つても始まらないと思ひますが、今言つたように、現れておる田沢の問題、あるいは山形の朝日川第一の問題、こういう問題では同じ態度なんです。これはやはり黒金さん御自分の県のことですから御承知だろうけれども、同じタイプなんです。両方ととにかく困つたことだ、しかし何ともしようがない、話に行くのもおつくだといふことで、すぐやれるのだ、こういうことで何べんかこれは交渉はしておりました、山形ですでに七、八回やつてお

ります。秋田でも三回かそこらやつておりますが、足を運びたがらないといふのが実情なんです。頭ごなしにやられる。私はこれでは電気会社の意のままで、さつきあつた五項だけに頼つて、そうして通産省が見ておるといふ手は私はないと思ふのです。どうでしょう。

○説明員(今井博君) この田沢湖ができましたのが去年の十一月ですが、実際に電気が出たのはことしになつてからだ、こういうふうな記憶いたします。ちよつと内ヶ崎社長が病気で一月のうちずっと寝ておりますから、そういうことで両首脳者同士で話し合いが全然できないのじゃないか、おそろくまあその辺は病気がなければ話し合いがつくのじゃないかと、私はこう考へておるわけですが、先ほど申しましたように、今の東北電力の三円以下は絶対に買わないとか、あるいは従つてパーセンテージはゼロであるとか、そういう主張は私はどうかと実は考へておりますので、社長とおそろく知事と最高首脳者がお話になれば、その辺はもう少しこう無理なく解決するのじゃないかと、私はそう期待いたしております。しかし、あまりまあ交渉が長引くようでしたら、これはわれわれとしても話し合ひのできるまでいつまでも傍観しておるというわけではございません。両方の話を聞きまして、これは自治庁とも御相談して善処したい、こう考へております。

○鈴木壽君 これはあるいは病気で首脳部が休んでおられるために決定しないといふこともあるかもしれませんが、しかし、料金決定で最初から社長がそんなことなんかに出て行かれるもの

うことで大体開闢がスタートして、それが非常な値増しが起るといふことが、これがそれを常に追認するといふ形で料金が認められると、これは非常にそういう傾向を助長しがちだということを、電氣を買う方としてはおそれるという事実があると思います。特にこの田沢湖の場合には、相当な値増しがあるかと思いますが、そういう点で、やはりそのままのことを追認するのは非常に困るのだといふような点を考えて、最初話が非常に聞き過ぎたのであります。しかし私は同時に、くれぐれも申しましたように、東北電力の今の態度は、これはわれわれとしても決して公平な妥当な態度とは考えがたい。三円以下は買われぬとか、あるいはその結果、この率がゼロであるとか、それは私は行き過ぎがあると思います。その点は、くれぐれも申しましたように、もう一度両方の事情を至意聞きまして、自治庁ともよく御相談して善処したい、こう考えております。

よくに、私は何も田沢の問題だけを――
◆鈴木義孝 秋何べんも申し上げます
 だけは私秋田の出身ですから、そのこと
 だけの弁護なり擁護なりのために申し
 上げているわけじゃない。そのために
 もう一つ例をあげましょう。さつきも

川です、これは減債基金や特別償却がどうなっているか御存じでしょう。特別償却は普通償却の四分の一しかありません。それから減債基金は〇・五%なんです。これは単に東

北電力が田沢の問題でなしに、こうい
うことが私はあちこちほかにも指摘で
きるのですが、こういうことがあるか

ら、私は一般に公営企業、現在これからだんだん総合開発等に關連して多目的ダムとか、そういうことに關連して県営で電気の仕事をする場合に、現在も進行中であります。将来もこれはやはり相当な仕事をやっていかれる仕事なんです。そういう今後のあり方ということに對し、私はやはり注意を喚起しなければならぬと思つて申し上げてゐるのです。だから、具体的なケースについては、たとえば当初計画より高値増しをした場合、こういうことも私は承知しております。だから、そういうことについては、やはり電気会社としても一々言いなりに、幾らでも高く買うのだというところは私はあり得ないと思つて、それはそういう問題として別に話し合ひがあるべきだと思ふ。私はそういうことを言つてゐるんじゃない。一般に、これらのあなたの方の通牒なり自治庁の財政部長の名で出したそういう通牒の趣旨、あるいは一般に電気料金の算定についての基準というものは私は幾らかはずれておるのだ。電気の料金算定の規程、これはあなたの方出しておられるこういうものでも、私の趣旨に沿つてやつていくならば、今のような問題は私はあまり起らないと思ふ。公営企業であるから、公営電気業者であるから、何ももうけなくてもいいんじゃないかと、赤字が出なきゃそれでいいんじゃないかというの、電力会社の今の私たちの頭の考え方なんです。私はそれではだめだと思ふ。やっぱり公営企業といふものを、公営電気事業といふものをちゃんと発展させるためには、普通の会社と違ふかもしれぬけれども、ある程度の報酬なり利益といふ

ものは当然なければならぬと思ふ。その仕事をやつてゐる間に県自体も多少のプラスがでるのだといふようなことも私は當然あつてしかるべきだと思ふのです。何も電力会社にたたかれるたびに政府が政府資金を出したり、公募債を心配してやつたりする必要はないと思ふ。今後ますます私は、パーセンテージはどうなるかわかりませんが、全体の国の電気の必要量からして、また公営事業、電気の事業の持つ役割といふものは、相当大きなウェイトを持つてきてゐると思ふ。今だつて相当一〇%くらい持つてゐるのじゃないですか。今後の開発計画が完成した場合に、私は相當なウェイトを占めると思ふのです。そういう場合に、いつでもこういう問題があつて、電力会社に買ひ入れたられておるのだ、さっぱり事業のうまみもないのだということ、私はこれは政府としては、政府資金を出してやらせる仕事としては、考えなさいいけない問題である、こういうふうに通牒するのです。さつき私、たまに今問題になつております田沢とか朝日第一とかというものを例にあげたのですが、そういうケースはたくさんある。あなたは専門家ですから、こういうのをこらんなればすむから、どうしよう、私なんか、これに何があるか、一生懸命調べなきゃわからないのですが、あなたはこらんなればすむから、あなたの方にはどうですか、ひどくわかんと思ふのです。こういうのを今まで何らまあ何といひますか、ひどくもないという限りでは、それは赤字が出ないという限りでは、あるいはそんなにひどくないかもしれせん。しかし、それだけでは私はおかしいと思ふのです。

もう一つは、私申し上げたいことは、償却の場合、これと起債の償還年限のズレといふことは、当然私は考えてもらわなきゃいけないと思ふのです。耐用年数がかりに大体平均すると、三十年か三十一、三年でしよう。電気事業の場合、これと起債の償還が二十五年です。あるいは公募債の場合にはもつときわめて短い期間で返していかなくちゃいけない。こういう一つの資金繰りの問題もあるのです。これとどう経営をうまく合せてやつていくかといふことが、公営電気事業の場合非常に重要な問題なんです。そういうところにはやはり特別償却なり、減価基金といふものをもつと認めさせるような電気料金の算定の仕方、あるいは交渉の仕方といふものがなければならぬと思ふのです。どうでしょうその点。今の態度では、通産省の態度としてはどうもいけなかつたと思ふのでね。

○説明員(今井博君) 一般的な問題としては、私は今のこの算定方式と申しますか、その結果として、一、二の例外はあるかもしれませんが、一般的に私は現状でいいんじゃないかというふうに通牒しております。しかし、最近こう非常に最初の計画より非常に結果として値が一原価が上る、従つて、この料金算定方式そのまゝを適用すると非常に値上りになる。こうなると、やはり相当問題が出てくるのじゃないかと思ひます。従つて、公営の電気事業が最初に計画された——最初に県債を発行されるなり、そういう場合の最初の計画に、全然同じとは言いませんが、若干の予備費を見て、それでもつて十分これでそろばんが立つと、こういうふうな計画でスタートされた場合には、私は、私はこの算定方式で相当いいところへいくと思ふのです。ところが、實際一般にはそれが相当値増しになるというふうな問題が出て参ります。やはり買入方としては、そのまゝこの算定方式に非常に忠実に近いことでもうとしますと、相当高い値段になる。こういう場合は、やはり電気会社としては、もうちょっとこいつは下げてもらいたい。あるいは極端な場合には、ゼロに近い数字にしてみたいといふふうな主張も私は出てくると思ひます。ただ、今東北電力の特殊な、こういう三円以下であるとか、あるいはゼロであるとか、こういうことを言つてゐる。こういう態度については私は遺憾だと思ひますが、一般的な問題としては、今鈴木先生はそうおっしゃいましたけれども、最初のスタートと結果がどう食い違つてくるか、やはり一般の電気料金は、その簡単に値上げができませんので、ことに公営の比重が高まれば高まるほどやはり電気事業の経営者としても真剣にならざるを得ない。従つて、そこにやっぱり電気の値を下げてくれという要求も起つてくる。こう思われまします。その点は一つ今後の——と申しましても私は電気会社の方の値増しがそれでは全然ないとかいふことは考慮していません。電気会社のやつておる事業につきましても、やはり相当予備費をみて値増しが起つております。神武景氣で石炭の値段が上るといふことは不可抗力でありまますから、そういうものを否定しようとは私考えておりませんが、一般にやはりしつとやる場合には値増しが起りやすいという事情があるものだから、その点一つ一般問題として

は御了解願ひたいのです。しかし、これは両方ともわれわれとしては公益事業として一ついろいろ育てていかなければならないという事情にある点は、電気会社といへども公営電気事業といへども同じであります。われわれとしてはできるだけ公平にやつておるつもりであります。しかし地方自治庁の方の一つ考え方もあると思ひますので、できるだけ一つ連絡をとつてあまり無理のないようにいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 あなたのおっしゃつたように、私先ほどもちよつと申しましたけれども、あとで建設にかかつてからまたいろいろなことでは値上りをするといふようなことについては、あなたの話の通りだと思ひます。それは私何もういふことまで一々やれという——ただし当然やはり諸物価の値上り等につれてそれはやはりあり得ることなんです。そういうことまでは否定できないと思ひます。あなたもそのことはおっしゃつておりましたが、ですからその点私は一般論としては、あなたのおっしゃることも私はその通りだと思ひますから了解しますが、それではもつと聞きますが、私は県のことは今資料を持つておりませんが、当初これを、鑑みなり田沢なりが当初これを作するためにあなたの方から許可を受けて、そのとき出している電気料金の予想といひますか、ありますね、これと今きまつておる、あるいはこれくらいにしてほしいといふことと食い違ひはありますか。それをオーバーしておるような格好ですか、それは当初私の聞いておるところでは三円以下ではないはずなんです。当初の計画のときに

あなたの方から許可をもらう場合に……

○説明員(今井博君) それにつきましてはちよつと何してありますが、予算の大体二割くらい、当初の計画された予算より……

○鈴木壽君 私そういうのでなくて、当初計画された場合において電気料金の一応めどを出してあるでしょう。このくらいにしてやるんだという計画を出してありますね。その計画料金を、今折衝して高いとか安いとか言っている線がはなはだしく県の言い分が当初計画よりオーバーしているのかどうかということですね。

○説明員(今井博君) 最初の予算の点しか記憶を思い出しておりませんが、最初の計画が組まれたときは、これは東北電力とも話し合いをおそらく行なっておられると思いますが、従って三円オーバーしたかしてないかちよつと記憶はございませぬが、もしもそれとあまり違わない数字に対して、最初それなら電気を買いますと、こういった電気会社がその数字とあまり違わないものに対してつべこべ言っているというところはこれは非常な不当だと、そういうことはおそろしく三円以下の数字が出たおつたのではないかと私は想像いたしますが……

○鈴木壽君 私の聞いているところでは、三円以上になっております、二つとも、ですから……

○説明員(今井博君) その点よく一つあとで調べまして……

○鈴木壽君 よくあなたお調べになつて下さい。……ですから、私なおさら電力会社の態度としてはおかしいと思うのです。たしか鍍金のときは多少掛り増しをしておりますが、それでもなおか

つ、それは当初の計画のときには特別償却なり減価基金の繰り入れというものは相当見ているのですよ。見ておつた計画でいってありますから、これは三円を確かにオーバーしているはずで、ですからこれはあなたもお調べになつて、もしそれを上回るような料金を要求する、従つてそれを基礎づけるような算定の方法をとっている、こういうならば私はこれは問題が簡単ではないと思うのですが、あなたが指摘されるように、これはちよつと考えるを得ないというふうに電力会社も考えると思うのですが、それ以下だったら私は、当然これらの算定方式というものは尊重されなければならぬと思う。この点一つこれはあなたも今資料がないようでありますから、あとでお調べをいただきたいと思う。

○説明員(今井博君) 調べます。

○鈴木壽君 それから時間もないようでありますから、今後の問題として、いわゆる電気の広域運賃の問題にからんで、これは自治庁の方にも考えていただきたいのですが、こういう地方自治体の公営事業、電気事業というものをどういう位置づけをさせていくかというところが、今の計画を私ども詳細のことばかりませんが、まだ決定までのいきさつ等についても十分承知しておりますませんが、現われたああいふものによりまして、あまり公営事業についての考慮が払われておらないのじゃないか。将来、一体公営事業の持つ役割、開発されるべき電気のそういうことについて、どうこれをマッチさせていくかということが私は大事な問題になつてきやしないかと思う。電源開発あるいは電力会社、それぞれこれは全

国四ブロックにしたことでやることになるわけですが、しかし、現在から言つてもあるいは将来の見通しから言つても、国土の総合開発等が行われるに従つて、私はちよつと大規模な電気事業ならともかく、小規模あるいは中規模程度のそういうもののウェイトというものは、私は相当大きくなつていくと思う。そういう場合、私は当然一つの問題がここについてきやしないかというのを考えるのですが、広域運賃についての構想の中に、一つ今後の公営の電気事業というものをどういう位置づけをさせていくつもりなのか、その点一つお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(今井博君) 広域運賃は実は昨年の四月スタートいたしました。まだ一年になりません。従つてこれは最初の試みである関係上、融通等については相當な実績が出ておりますが、まだ全般に非常な不安定さの感がある程度であります。それでこれはある程度時間をかけてやらないと、なかなか成果は上らないとこう考えております。それで最初電気をこの広域運賃に加えて、そして、それで十社で今やっていると、いう現状でございませぬ。もうちよつとたたないと、これをどの程度までどういうふうな軌道に、ほんとうに軌道に乗るのにはまだ若干時間がかかる。従つて公営の電気事業者というものは非常に数が多い関係もございませぬ、まだ本体が軌道に乗らないという現状でございませぬので、公営電気事業の扱いはもう少ししてから検討したい、こういうふうな考へております。

しかし公営の電気事業の従来まあ電源開発に協力され、開発に示された結果は非常な実績を上げておられるわけでありまして、今後は大いに電源開発を相当やらなければならぬという意味におきましては、それぞれの地方の実情に合った開発、特に総合開発というふうな点からいいますと、やはり相当力を入れてやらなければならぬと考へております。問題は、それが経済ベースに乗るか乗らぬかという点の一つの今後の大きなポイントでございませぬ、電気会社も今までは開発々々というところで、非常に開発すればいいのだという態度をされておつたのが、ここ一、二年は非常にやはり経済ベースといひますか、できるだけ料金を上げないという観点から、能率的な一つ開発をやらなければいかぬということに相違点を覚えておりますので、経済ベースに合ったそういう開発ということが公営で相当できるということがはつきりして来れば、これは従来以上に一つ何といひますか、開発に期待する点は少からざるものがあるのじやないか。問題は、まあなかなか水力地点でいい地点が日本では漸次少なくなつてきております。問題は小水路とか、そういう面でも今後そういう能率的な開発ができぬか、そういう計画いかによるかと思ひます。くれぐれも申しましたように、公営の電気事業もそれがあるいは電気会社と同じく一つの公益事業でございまして、これに對しては、できるだけ不公平のないようにやつていく点については変りはございませぬ。

○鈴木壽君 時間もないようでございませぬが、最後にお聞きしたいと思ひますが、今の広域運賃の問題ですね、これは発足したばかりですから、はつきりした計画も立っておらないようでございませぬが、しかしさつき申しましたように、私のこころざつと見たり聞いたりしたところによりますと、地方の公営事業というものがまあ全然考慮に入れられておらないのじやないかというふうな考へるのですから、これは私はどうしても抜かされたい問題だと思ひますから、私は何も公営電気事業オソリという意味じゃございませぬよ。大きな立場から言つて公営電気事業の持つ現在の役割なり、将来の役割から私はそういうふうな考へるので、これはいづれ将来電源開発調整審議会ですか、こちらの最終案がでるのでございませぬか。電源開発調整審議会というものが電源開発促進法にありますね、そういうことで最終決定がそういうところを持ち込まれるということになるわけですか。

○説明員(今井博君) 現在でも電源開発調整審議会……

○鈴木壽君 いやいや、今後でもきてくる過程において、いつでもそういうところまで成案ができてくるわけですね。

○説明員(今井博君) それは従来と変りはございませぬ。

○鈴木壽君 そういうふうなときに、やはり私は今の点を一つ十分慎重に考慮し、計画の中へ織り込んでもらわないうと、これは総合関係が出てきたり、いろいろあります。ですから、この点はまあ要請みたいな形になります、それを一つと、それから先ほど来私いろいろお尋ねをしましたが、中意見いたことがありました、中意見はつきり、公営電気事業がたとえば料金決定の際にどういう方式でやらなけ

ればいかぬかというようにすることについて法的な何もないわけですね。通牒はございます。しかし通牒が必ずしも通牒通りに行われておらない。こういう問題があるので、しかもこの通牒は二十八年に出ておりますものから、もつとこれは公営企業、電気事業というものを育てていくという立場で、しかも全体の民間の電力会社との問題も十分これは考えなければいけません。が、料金算定等についてもつきりしたものの法的な裏づけが必要じゃないだろうか、こういうふうには考えられないのですが、これは自治庁の方とそれから通産省の方と、両方からこれに対する考え方を聞きしたいと思うのです。従来のままにこういう公益事業局長の通牒、こういうことで今後いろいろのか。私はこれでは不十分だと思うのです。先ほどあげたいろいろな面からして、ですから、もつとはつきりした、公営電気事業の県のそういう事業体でも、言葉は少し変だが、交渉とか何だかんだと、もう非常に頭を悩まし、時間と金を使わなくてもいいような形で電気料金が算定できる、そしてそれによって認可が得られるというようなことに、もつと裏づけるような何か法的な措置が必要ではないかと、私はそう思うのですが、どうでしょう。一つ自治庁と両方からできればお答え願いたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 今だんだんのお話でございまして、ごもつともな点もございまして、法律でもってはっきり方程式でもきめて、しかも非常に金がかかった、これじゃ買えないというところになって、これは困るのですから、まあ今のような大体の基準をきめ

まして、お互いに売り手買い手の間で話し合いをしていく。そうしてあまりに不当なことがあれば通産省なりあるいは私もなり、おのおののいわば監督官庁の方から助言をいたしまして、そうして妥協なところを持つていく。まあ今までの行き方で大体いいんじゃないか。ただその中に特に悪い場合がありましたときに、今御指摘のような点、われわれ十分に気がついておりませんで恐縮でありますけれども、そういう点を助言しながら妥協な線を持つていく。大体今までの行き方でいいんじゃないか、鈴木さんの御意見と多少違つて恐縮であります、そんなふう

ウエートを持つようになっているのです。それならそのように何かのよりどころというものがなければいけません。ケース・バイ・ケースで、そのとき次第で話し合いがつけばいいということ、私は何もさっき言ったように五〇%でなければいかぬということではないので、そういうことについても現実と合うような、あるいは将来こういうふうな方向へ行くべきだということの何かの裏づけがあったらいいんじゃないか。

○鈴木壽君 法律の、こういう料金の個々のケースはいろいろあると思いますが、きちつと線を引いたようなことは私もできないと思うのです。しかしたとえば、何べんも申し上げまして恐縮ですが、たとえば減価基金の二〇%という問題、これは現在では政府資金だけで二〇%になっているのです。それならそのように私はやはり一応の線、もしこの通牒でよかつたら通牒を直すとか、そういうことぐらひはつきりさすべきだと思つて。一般金利と政府資金の金利の差ということで、主としてパーセンテージが出てくるわけなんです。八分五厘と六分五厘の違いから公募債が出てくる。これまた率が違う。こういう問題があるのですが、もつと問題になりますのは、通牒によりまして、投資額の二〇%とあるけれども、実際は投資額の中の政府資金だけしかない。だんだんこういう仕事に対して政府資金というものはあまり多くなつておらない現状です。公募債が多くなつて

いま一つは、自治庁並びに通産省がこの問題についてもつと積極的に介入——という言葉は悪いのですが、いろいろ調整なりあるいは指導なりということが行われるような措置が私はどうしても必要だと思つて。これでは当事者間で話し合いをつけて持つていこうということだけなんです。だから半年かかって一年かかってもおかつ決定しないというところなんです。不当なことが行われているにがかわらず、通産省も自治庁もそれに関与できないという格好になっておる。私はこれではおかしいと思つて。そういう意味で、何も法律できちつとパーセンテージを出せとかというものでないけれども、裏づけになるそういうものがなければ、今後ともいろんな問題が起つてくるんじゃないか、こういう私心配を持つものから、そういう意味で私は申し上げるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 今のお話でもつともございまして、通牒も出てもう五、六年たつておるので、一回よく通産省とも打ち合せて再検討してみましよう。同時にお互いの売り買いの問題でありますから、当初から介入

することはこれは避けたいと思ひます。ただ、今おっしゃる通りに一年かかって二年かかってもきまらない。これはまことに困つたことでありますから、そういうときは通産省とお互いに中に入りまして、できるだけ円満な解決に持つていくように今後は努力したいと思ひます。

○占部秀男君 一つだけ通産省の今井さんに関連してお尋ねしたいのです。特に通産省と話し合いたいということ、話がございましたが、その話し合つておきたいことは、単価問題についての基本的な通産省の態度の問題なんです、というのが先ほど今井さんのお話では、あまり無理のない単価ということ、一般的にはどうにかいけるのじゃないかということ、言われておるのですけれども、私の今鈴木さんからの具体的な数字が示されたように、そういう形でこれが無視されるような問題じゃないと先ほど言つたように私は考えるのです。というのは、公営企業であるのだから、一般の私企業と同じように利潤追求を中心にやれということ、われわれとしてはもちろん言つておるわけではないのですけれども、しかし先ほど数字的にあげられたように、片方は四円にたかたか、片方は四円以上に買つておる、こういうふうに現実はずきりした数字のギャップがあるのです。かりにギャップがある場合でも、これは私は地方行政の立場から言うから、あなたは我田引水ととられるかもしれぬけれども、少くとも四円に民間の方で買つているのなら、やはり公営企業の方でも四円に買つて、それによって幾らか

の利潤が出たならば、これはやはり財政の苦しいところの県のいろいろな住民に対する事務事業に使えるように私はなつていくのが当然じゃないかと思ふのです。その場合に大きな利益を得ておるといふのはこれはとにかくとして、現実には今のような場合には、単価が、まあ一応自治庁なりあなたの方で通達されたところの算定基準というものを、それもほとんど無視したような形でその単価がたたかれておる、こういう現状なんです。そうなるとうか、通産省の考え方は、公営企業であるがゆえにこれは安くたいて買つては当然だというふうな上になつて何かこう単価問題を扱つておられるように、これはひがみのようですけれども、われわれには感じられてならないのです。従つてそういう点についてはつきり一つ通産省の方の基本的な考え方を明示してもらいたいと思ふのですが、次長でもし何だつたら、今度大臣に来てもらつて話をしてもらつても私はけっこうだと思ふのですけれども、これはもう相当、簡単な問題じゃないと思ふので、そういう点については何ですか、どうも公営企業だからこれは安くするのはいままでと、その上に立つて両者間の話し合いを評価する、どうもそういうような態度があるように見受けられてならないのですけれども、その点どうですか。

○説明員(今井傳君) 毛頭そういう考へはないのでございまして、公営のこういう算定基準といふは、もちろんこれは最高といふことで出してはおりますが、実はその電気会社の方で原価算定等原価主義という太いラインは同じで

ございますが、公営の特殊性というものを考えて、実はわれわれとしては算定のやり方を甘くしておるといふまあ感じで、これは減償基金なんというものは電気会社の方の基準には全然認められておりません。配当は一分増収をいたします関係上、増資にでき得る配当率というものを認めておる。それから償却も原価の算定は定額償却一〇〇％ということにいたしております。公営の場合にはそれを電気会社の算定よりは特別措置をやっておる。従つて、これは電気会社の方からみますと、公営の算定のやり方が少し甘いんじゃないかという実はわれわれは非難を受けているわけでございまして、決して公営の方を安くたたくとか、むしろ逆に公営の方に多少甘くしている、こういう現状でございまして。従つて、一般的に今御指摘になりましたようなことは、もう全然考えておりません。その点一つ御了解願いたいと思ひます。ただ、先ほど鈴木先生から御指摘になりましたような一、二の例につきましまして、これはわれわれも行き過ぎがあるのじゃないかといううな気がいたしております。その点は相互の事情をよく聞きまして一つ無理のないように善処していきたいと思ひます。

あつて、料金の値上げをするようなときにはうんと損をしたような経理を出すので、われわれ外部の者からは察知できないようないろいろなことがあるらしいので、そういうものからして、私何も今の料金の、何べんも言うように、五〇％でなければいけないとか、二％でなければいけないとかいって、考え方は何も甘くないと思う。だから、安い資金を使っているから安くいいのだ、そして赤字を出さなければいいのだというところに根本的に考え方の問題があつて、それでたいていこうということだけしか考えていない、公営電気はじゃま者だといううな考え方をしている。新鋭火力などというものをやり出すと、何かこういけないもののような扱いをしてきているんですよ。そういう点に私は根本的な電力会社の問題がある。きょうここであなたとこの問題をやっていくわけにいきませんけれども、いずれにしてもさっきの話からしますと、まだ納得しかねるところもありますから、あとでまた機会をみて大臣等から、根本的な問題だと思ひますから、公益事業等の問題にからんでお尋ねする機会を許していただきたいと思ひます。本日はこれで……。

○委員長(館哲二君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は一月二十六日)

昭和三十四年二月二十一日印刷

昭和三十四年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局